

## 平成 25 年度 第 1 回 水素スタンド保安検査基準委員会 議事録

1. 日 時：平成 26 年 3 月 3 日（月） 13:30～15:30
2. 場 所：石油エネルギー技術センター 第 1, 2 会議室
3. 出席者：  
委 員：澁谷委員長、堀口委員、岡部委員、松本委員、大河内委員、山口委員  
中村様（小川委員代理）高井様（齊藤委員代理）、河村様（岩下委員代理）  
オブザーバー：遠藤室長補佐（METI）、池杉係長（METI）、濱野様（FCCJ）、  
石川様（HySUT）、小宮山様（HySUT）  
事務局(JPEC)：田中、遠藤、斎藤、吉田、小森、三枝、福永、中妻、石本、相川、  
川又、手塚、相田
4. 配布資料  
資料委-14-01-01 水素スタンド保安検査基準委員会委員名簿  
資料委-14-01-02 水素スタンド保安検査基準委員会規程  
資料委-14-01-03 保安検査基準の制定までの経緯  
資料委-14-01-04 12/5 保安検査基準分科会委員コメント対応  
資料委-14-01-05 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）
- 5 議事概要
  5. 1 『水素スタンド保安検査基準』の制定までの経緯  
事務局より、『資料委-14-01-03 保安検査基準制定までの経緯』に基づき、水素スタンド保安検査基準制定までの経緯について説明した。また、『資料委-14-01-04 保安検査基準分科会委員コメント対応』に基づき、12 月 5 日に開催した保安検査基準分科会での委員からのコメントとその対応結果について説明を行った。
    - (1) 保安検査基準分科会でのコメントと対応について  
(事務局)：保安検査基準の投票結果集計で、コメント付賛成 3 名であった。委員からのコメントは簡単な記述方法の変更であり、指摘事項を反映した最終版を作成し分科会委員に配布した。
    - (2) パブコメの時期について  
(事務局)：プロセスレビューとテクニカルレビューを行い、本日の委員会の審議後にパブリックコメントを出し、そこでの意見を集約し再度委員会に報告する予定である。
    - (3) プロセスレビューについて  
(事務局)：平成 24 年 7 月に開催された委員会の結果が、フィードバックされているか確認する。  
JPEC のホームページでは、委員会の状況で公開されていないものがあるので、しっかり対応する。  
昨年 12 月に分科会を開催しているが、その際の開催案内や議事録などを揃え、それ

を確認した上でプロセスレビューを行うこととし、現時点では審議は保留とする。

## 5. 2 『保安検査基準(JPEC-S 0001(2014))』の審議

事務局より、『資料委-14-01-05 保安検査基準(保安検査基準制定までの経緯』に基づき、水素スタンド保安検査基準案について説明した。

### (1) 技術基準条項と対応する検査項目 (基準案 8~10 ページ)

(事務局) : 表 1 の「一般則及びコンビ則条項と対応する検査項目」で、抜けている項目があるので、再度チェックし修正する。

### (2) シリンダーキャビネット及び特殊反応設備

(事務局) : 「シリンダーキャビネット」と「特殊反応設備」という用語が必要か検討する。「シリンダーキャビネット」を残す場合には、シリンダーキャビネット保安検査も対象と考える。

### (3) 不活性ガスの表記 (資料 4 の 11、12)

(事務局) : 「安全な不活性ガス」、「空気などの安全なガス」の「安全」はできるだけ使わないこととする。

### (4) 液化石油ガスの貯槽 (基準案 33 ページ)

(委員) : 液化石油ガスの貯槽については、一般則第 7 条の 3 の基準となるか、液石則 6 条の基準になるか確認し、液石則の設備であれば、その保安検査を行うとよい。

(事務局) : 改質器の暖気運転のための少量の LPG タンクや、原料の LPG タンクも考えられる。LPG 貯槽が、容量によって液石則にも一般則にもなる可能性があれば、原文のままとする。LPG 量と法の規制については確認する。

本文中に液化ガスのままの表記があり、液化石油ガスに訂正する。

### (5) 蓄圧器の非破壊検査 (24 ページ)

(委員) : 「十分なデータが得られていないため」との記載があるが、技術基準は手順を示すものであるため、懸念事項や注意すべきことは別途解説等として記載する方がよい。

(事務局) : 記載方法については、分科会に諮り検討する。

(委員) : 目視検査が複数個所に記載されているが、この項目だけファイバースコープや工業用カメラとなっている。

(事務局) : 目視検査の記載については再度検討する。

### (6) 蓄圧器の超音波検査

(事務局) : 蓄圧器は肉厚が大きいのが、資料 3 の 6 ページにあるようにフェーズドアレイで超音波探傷が可能である。

## 6. 今後の予定

本日の指摘事項については、本検討会の下部組織である保安検査基準分科会にて協議し、検討結果を再度、本委員会に報告する。

以上